

議案第 85 号

北本市監査委員に関する条例の一部改正について

北本市監査委員に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 1 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

北本市監査委員に関する条例（昭和 42 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 235 条の 2 第 2 項」を「法第 235 条の 2 第 2 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条の 2 第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「及び第 243 条の 2 第 3 項」を「並びに第 243 条の 2 第 3 項（地方公営企業法第 34 条において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 98 条第 2 項」を「法第 98 条第 2 項」に、「第 199 条第 9 項」を「法第 199 条第 9 項」に、「第 235 条の 2 第 3 項」を「法第 235 条の 2 第 3 項及び地方公営企業法第 27 条の 2 第 2 項」に、「第 243 条の 2 第 3 項」を「法第 243 条の 2 第 3 項」に改める。

第 7 条中「第 241 条第 5 項」の次に「、地方公営企業法第 30 条第 2 項」を、「第 3 条第 1 項」の次に「及び第 22 条第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。